



落合サッカークラブ 活動目的



目 的

- 地域の少年少女がサッカーを通じて、スポーツの楽しさ、厳しさを知るとともに、健やかな身体と集団生活の中での思いやり、助け合いの精神を養う
- プロになりたいという子から、親に勧められて入る子まで、入部動機は様々ではあるが、預けっぱなしではなく、地域でそしてみんなで子どもを育てるという考え方

運 営

- あくまでも子供が中心で、サッカーを楽しく安全にやれる環境づくりを行う
- コーチ（コーチ会議）と役員（運営委員会）による指導と運営

指導方法

- サッカーを楽しむ
- 生涯スポーツとして続けられる基礎づくり
- スキルのあるうまいプレイヤーの育成

活 動

- 練習は基本的に土曜日、日曜日（祝祭日）の午前または午後
- 2学年単位（人数や大会に応じて変更有）
- 市の大会（1年生から）、都の大会（4年生から）、合宿（3年生から）





落合サッカークラブ 活動内容



○ 練習について

練習は、基本的に土日の午前か午後の3時間（2時間の場合もあり）となっています。

お休みする場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

練習時はユニフォームを着用します。持ち物は、ボール・すねあて・飲み物等です。

○ 試合について

・多摩サッカー協会主催 春季大会／秋季大会

1年以下／2年以下／3年以下／4年以下／6年以下／選手権

・招待大会、練習試合は随時入ります。試合予定などはその都度連絡します。

車出しをお願いする場合があります。試合の応援についてはいつでも大歓迎です。

試合時はユニフォームを着用します。持ち物はボール・すねあて・飲み物、おにぎり、着替え、タオル等です。

（OSCでは子供同士のトラブルを避けるため、おにぎりで統一しています。2,3個持たせてください。）

○ クラブの行事

総会（3月下旬～4月上旬頃）、夏合宿（3年以上）、OSCまつり（11月下旬～12月上旬頃）があります。また、4年生・6年生時には、招待大会があります。

学年ごとに、学年会や親子お楽しみ会、試合で良い結果を納めたときには、祝勝会等があります。

○ クラブの連絡

第3週～4週目に次月スケジュールが確定します。HPにてご確認ください。

学年の連絡事項については、基本的にメールで行っています。該当学年でご確認ください。

○ 役員について

基本的には1年交代で順番にやっていただきます。各学年で話し合っ決めていきます。

ご不明な点などありましたら、お気軽に役員または、コーチまでお問い合わせください。

落合サッカークラブ OSC HP <http://osctama.sakura.ne.jp/>





落合サッカークラブ 会費について



会費

1ヶ月 2,000円（入会月は無料です）。各自お振込みをお願いいたします。

・3期分納→

4、5、6、7月分は5月末までに8,000円、

8、9、10、11月分は8月末までに8,000円、

12、1、2、3月分は11月末までに8,000円ずつ、3期に分けてお振込み

・全期一括納入→5月末までに24,000円お振り込み

振込先

【ゆうちょ銀行もしくは郵便局で手続きする場合はこちら】

・ゆうちょ総合口座 記号:10070

番号:12581601

口座名義:オチアイサッカークラブ

【別の銀行等の金融機関から、ゆうちょ口座へ振込場合はこちら】

・銀行名:ゆうちょ銀行 ・支店名:00 八店(ゼロゼロハチ)

・口座種類:普通預金 ・口座番号:1258160

・口座名義:オチアイサッカークラブ

※振込みの名義人は必ず 学年+選手(子ども)の名前 でお願ひします。

例1:3年 落合 太郎の場合 → 3 オチアイ タロウ

例2:兄弟在籍で3年 落合 太郎、1年 落合 次郎 → 3 オチアイ タロウ 1 ジロウ

別名義で入金されますと入金確認ができず、会費が未納になってしまいます。ご協力お願いいたします。

※領収書は金融機関の振込み票をもって代えさせていただきます。

※別途、学年費（お菓子代、お楽しみ会等）の諸費用や、車代を集める場合があります。

※上記とは別に、毎年 スポーツ安全保険 800円（次ページ詳細）

多摩市選手登録費（1～6年） 1,000円

東京都選手登録費（4年以上） 1,000円 がかかります。



落合サッカークラブ OSC HP <http://osctama.sakura.ne.jp/>

🏆 スポーツ保険について 🏆

落合サッカークラブでは、選手個人のアクシデントによるケガや偶然な事故によって他人に迷惑をかけたしまった場合に対応できるように以下のような保険に入っています。事故の際は速やかに申し出てください。

落合サッカークラブ補償内容内訳《一人年額掛け金 ¥ 800》

- 傷害保険：被保険者（加入者）が団体の活動および往復中に、急激で偶然な外来の事故によって被った傷害および傷害に起因する後遺障害および死亡が対象となります。

（日射・熱射病、O-157 などの食中毒にも補償されます。）

□ 傷害保険 補償額

死亡保険金	2,000 万円
後遺障害保険金	3,000 万円（最高）
入院日額	4,000 円
通院日額	1,500 円

※入・通院保険金のお支払いは治療日数（入院日数および実通院日数）が 4 日以上の場合に限られます。

- 賠償責任保険：被保険者（加入者）が団体の活動および往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

□ 賠償責任保険補償額（補償限度額）

身体賠償	1 人：1 億円 1 事故：5 億円
財物賠償	1 事故：500 万円

※身体・財物共に免責（自己負担）1000 円がかかります。

- 共済見舞金：被保険者（加入者）が団体の活動および往復中に発生した、突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）が支払いの対象となります。

□ 共済見舞金 160 万円 ※見舞金は、死亡保険金と重複して支払われません。

